

吉武地区自主防災・防犯推進会規約

(名 称)

第1条 この会は、吉武地区自主防災・防犯推進会（以下「本会」と略す）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、吉武地区住民の防災・防犯活動を自主的、かつ組織的に行うことにより、風水害・火災・地震（以下「災害等」と云う）、犯罪などによる被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(本部の設置)

第3条 本会の円滑な業務推進のため、「自主防災・防犯推進会本部」（以下「本部」という）を設置する。

（1）本部は宗像市吉武地区コミュニティ・センター内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行なう。

（1）防災・防犯に関する知識の普及、啓発に関すること。

（2）災害等の予防に関すること。

（3）災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導および給食・給水に関すること。

（4）防災・防犯訓練の実施に関すること。

（5）防災資器材等の整備に関すること。

（6）その他本会の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第5条－1 本会は、吉武地区を組織する自治会及びコミュニティ運営協議会組織、各種団体をもって構成する。

（1）8自治会（山附、安の倉、吉留、中の尾、向口、武本、久戸、城南ヶ丘）

（2）民生児童委員会・消防団・子ども会・PTA・食進会・福祉会・緑風園

第5条－2 本会の本部は、以下の役員をもって構成する。

（1）自治会長

（2）有識者

（3）防災リーダー

（4）コミュニティ運営協議会役員代表

（5）民生・児童委員会代表

（6）消防団代表

（7）子ども会代表

（8）PTA代表

（9）食進会代表

（10）福祉会代表

（11）緑風園

(12) コミュニティ運営協議会事務局

(13) その他、本部が必要と認めた者

(役員)

第6条 役員は、本部構成員の互選により会長および副会長を選出する。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し本会の事業を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職を行う。

(事務局)

第8条 事務局は、協議会事務局長および事務局員をもって充てる。

(事務局の任務)

第9条 事務局は、本会の事務を総括し広報関連の窓口となる。

(会議)

第10条 防災・防犯推進本部が行う会議（以下、「本部会」という）は次の通り行う。

(1) 本部会は、会長が必要と認めるとき、随時開催することができる。

(2) 本部会は、次の事項を審議し、決定する。

ア 規約の改正に関すること。

イ 防災計画の作成に関すること。

ウ 年間事業計画に関すること。

エ 予算及び決算に関すること。

オ 単位防災班（各自治会）及びコミュニティ運営協議会、自治会長会に提案する事項に関すること。

カ その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(3) 本部会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(4) 本部会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって成立する

(支援団体等の助言・指導)

第11条 会長は、本会の活動に関し消防・警察・医療などの団体などに、必要に応じて会議などへの出席又は参加を要請し、助言・指導を求めるものとする。

(会計)

第12条 本会の会計は、吉武地区コミュニティ運営協議会の会計として処理する。

(その他)

第13条 その他必要な事項については、その都度会長が防災本部会に諮り決定する。

(附則)

この規約は、平成20年4月 1日より施行する。

この規約は、平成22年3月 1日より施行する。

この規約は、平成23年6月23日より施行する。

この規約は、令和元年6月 1日より施行する。